

令和 7 年 3 月定例会提出条例について（当初分）

〔市民総務部総務課〕

【目次】

1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	1 P ～ 2 P
2	福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2 P
3	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 P ～ 4 P
4	福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4 P
5	福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	4 P ～ 5 P
6	福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例	5 P ～ 7 P
7	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7 P
8	福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	7 P ～ 8 P
9	福知山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	8 P
10	福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8 P ～ 9 P

11	福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9 P ～ 10 P
12	福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10 P
13	市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	10 P ～ 11 P
14	福知山市厚生会館条例の一部を改正する条例	11 P ～ 12 P
15	福知山市準用河川占用料条例の一部を改正する条例	12 P
16	福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	13 P
17	福知山市下水道条例の一部を改正する条例	13 P ～ 14 P

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 制定の理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 制定の内容

- （１）福知山市個人情報保護法施行条例（令和４年福知山市条例第１３号）の一部改正
（改正条例第１条関係）

「懲役」を「拘禁刑」に改めることとした。

（附則第３条第３項及び第４項関係）

- （２）福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和２６年福知山市条例第１号）の一部改正
（改正条例第２条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

（第１８条の２、第１８条の３第１項及び第５項関係）

- （３）福知山市退職手当支給条例（昭和２４年福知山市条例第７３号）の一部改正
（改正条例第３条関係）

ア 就業促進手当のうち、就業手当の廃止に伴い、「職業」を「安定した職業」に改めることとした。

（第１０条第１１項関係）

イ 「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

（第１３条第１項及び第５項、第１４条の見出し及び同条第１項、第１５条第１項、第１７条第４項関係）

ウ 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例について、令和８年度末まで２年間延長することとした。

（附則第１５条関係）

- （４）福知山市暴力団排除条例（平成２４年福知山市条例第１７号）の一部改正
（改正条例第４条関係）

「懲役」を「拘禁刑」に改めることとした。

（第１８条第１項関係）

- （５）集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和２６年福知山市条例第１５号）の一部改正
（改正条例第５条関係）

「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

（第５条関係）

- （６）福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和２４年福知山市条例第４４号）の一部改正
（改正条例第６条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

（第４条関係）

- （７）福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年福知山市条例第４５号）の一部改正
（改正条例第７条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとした。

(第6条関係)

3 施行期日

(1)、(2)、(3)イ、(4)～(7) 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)

(3)ア、ウ 令和7年4月1日

2 福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)

【担当課：職員課 電話：(直通) 24-7034 (内線) 3230】

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することとした。

(第8条の2第2項関係)

(2) 時間外勤務(1か月当たり24時間、1年当たり150時間を超えるもの)の制限の対象となる職員についての除外規定を削ることとした。

(第8条の2第3項関係)

(3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について定めることとした。

(第16条の2関係)

(4) 勤務環境の整備に関する措置について定めることとした。

(第16条の3関係)

(5) 文言の整理を行うこととした。

(第8条の2第4項、第15条第1項関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

3 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)

【担当課：職員課 電話：(直通) 24-7034 (内線) 3230】

1 改正の理由

令和6年人事院勧告に準拠し給与制度を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額を次のように改めることとした。

(第8条関係)

扶養親族	月額 (1人につき)
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	13,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者	

- (2) 職員の通勤手当の上限額を1か月当たり150,000円とすることとし、文言の整理を行うこととした。

(第10条第2項から第6項関係)

- (3) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務部署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等には、単身赴任手当を支給することとした。

(第10条の2第3項関係)

- (4) 災害への対処等により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することとし、一定の勤務については、手当の額を増額することとした。

(第12条の3第2項及び第3項関係)

- (5) 職員には地域手当を支給することとし、その月額は給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とすることとした。

(第17条第1項及び第2項関係)

- (6) 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することとし、適用除外から除くこととした。

(第22条の2関係)

- (7) 行政職給料表を改めることとした。

(別表第2関係)

- (8) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福知山市条例第16号)の一部改正
(改正条例附則第7項関係)
暫定再任用職員に住居手当を支給することとし、その他文言の整理を行うこととし

た。

(附則第3条第6項関係)

(9) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第1項、第5条第1項、第9条、第9条の4第1項、第16条、第18条第4項、第18条の5第2項から第4項関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

4 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 改正の理由

会計年度任用職員に地域手当相当額を支給すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 会計年度任用職員には地域手当相当額を支給することとし、その額は、会計年度任用職員の報酬の基準となる額に100分の4を乗じて得た額とすることとした。

(第2条の2関係)

(2) 会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償の額は、福知山市旅費支給条例に規定する市長等以外の職員の例によることとした。

(第16条第2項関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条第1項、別表第2関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

5 福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 改正の理由

福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部改正により、引用する条が削除とされたため、文言の整理を行うこととした。

- 3 施行期日
令和7年4月1日

6 福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例（一部改正）
【担当課：職員課 電話：（直通）24-7034（内線）3230】

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、本市の旅費制度を見直しすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 職員が赴任した場合（市長が特に必要と認める場合に限る。）には当該職員に対し旅費を支給することとし、職員が赴任のため旅行中に退職等となった場合には当該職員に、職員が赴任のため旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族に対して旅費を支給することとした。

(第2条第1項及び第2項関係)

- (2) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とすることとした。

(第4条関係)

- (3) 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とすることとした。

(第5条関係)

- (4) 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とすることとした。

(第6条関係)

- (5) 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とすることとした。

(第7条関係)

- (6) その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、バスを利用する移動に要する運賃、タクシーを利用する移動に要する運賃、レンタカーの賃料その他の移動に直接要する費用及びこれらに付随する費用の額の合計額とすることとした。

(第8条関係)

- (7) 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とすることとした。

(第9条関係)

- (8) 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費の額及び当該宿泊に係

る宿泊費基準額の合計額とすることとした。

(第10条関係)

- (9) 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とすることとした。

(第11条関係)

- (10) 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とすることとした。

(第12条関係)

- (11) 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とすることとした。

(第13条関係)

- (12) 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とすることとした。

(第14条関係)

ア 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ 赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合
には、アの規定に準じて算定した額

- (13) 退職者等の旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとすることとした。

(第16条関係)

- (14) 遺族等の旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとすることとした。

(第17条関係)

- (15) 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種目及び旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした。

(第18条関係)

- (16) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とすることとした。

(第19条関係)

- (17) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年福知山市条例第33号)の一部改正 (改正条例附則第6項関係)
選挙長等の旅費の額について、福知山市旅費支給条例中市長等以外の職員の旅費相当額とすることとした。

(別表関係)

- (18) 福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和24年福知山市条例第44号)の一部改正 (改正条例附則第7項関係)
団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及びその他の団員の旅費の額について

て、福知山市旅費支給条例中市長等以外の職員の旅費相当額とすることとした。

(別表第2関係)

(19) 文言の整理を行うこととした。

(第2条第3項から第6項、第3条第1項、第15条第3項、第20条から第25条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

7 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（一部改正） **【担当課：保険年金課 電話：（直通）24-7015（内線）2261】**

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に引き上げることとした。

(第14条の6関係)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げることとした。

(第14条の6の10関係)

(3) 低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第2号関係)

(4) 低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第3号関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

8 福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（一部改正） **【担当課：消防本部総務課 電話：（直通）24-0119（内線）2420-200】**

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数の区分に、新たに35年以上の区分を設け、以下のとおり退職報償金を支給することとした。

(別表関係)

階級	勤務年数
	35年以上
団長	1,079,000円
副団長	1,009,000円
分団長	949,000円
副分団長	909,000円
部長及び班長	834,000円
団員	789,000円

3 施行期日

令和7年4月1日

9 福知山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：（直通）24-7011（内線）6211】

1 改正の理由

市の組織改編に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市の組織改編に伴い、福知山市子ども・子育て会議の庶務をこども家庭部こども福祉課において処理することとした。

(第8条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

10 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：（直通）24-7082（内線）6251】

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者）を適切に確保することなどの一定の要件を満たす場合とすることとした。

（第7条第2項及び第3項関係）

- (2) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者等）の確保の促進のための措置を講じても確保が著しく困難であることなどの一定の要件を満たす場合とすることとした。

（第7条第4項及び第5項関係）

- (3) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う要件として、栄養士による必要な配慮が行われることを規定しているところ、栄養士免許を有さない管理栄養士についても同要件を満たすことができることとした。

（第17条第1項第2号関係）

- (4) 家庭的保育事業者等に係る連携施設に関する経過措置について、5年間延長することとした。

（附則第4項関係）

- (5) 文言の整理を行うこととした。

（第7条第1項、第7条第6項及び第7項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

11 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：（直通）24-7082（内線）6251】

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者）を適切に確保することなどの一定の要件を満たす場合とすることとした。

（第42条第2項及び第3項関係）

- (2) 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難で

あると認める場合の特例として、市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者（小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者等）の確保の促進のための措置を講じても確保が著しく困難であることなどの一定の要件を満たす場合とすることとした。

（第42条第4項及び第5項関係）

- （3）特定地域型保育事業者に係る連携施設に関する経過措置について、5年間延長することとした。

（附則第5項関係）

- （4）文言の整理を行うこととした。

（第37条第1項、第42条第1項、第42条第6項から第11項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

12 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：高齢者福祉課 電話：（直通）24-7013（内線）2144】

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

指定地域密着型介護老人福祉施設に他の事業所が併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員に、栄養士免許を有さない管理栄養士を加えることとした。

（第151条第13項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

13 市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：市民病院事務部総務課 電話：（直通）22-2101（内線）71-2211】

1 改正の理由

市立福知山市民病院の企業職員で常時勤務を要するもの及び短時間勤務の職を占める職員に地域手当を支給すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 市立福知山市民病院の企業職員で常時勤務を要するもの及び短時間勤務の職を占める職員には、地域手当を支給することとした。

(第7条関係)

(2) 災害への対処等により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することとした。

(第14条第2項関係)

(3) 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することとし、適用除外から除くこととした。

(第26条関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第22条第2項、第25条関係)

3 施行期日

(1) から (3) 令和7年4月1日

(4) 公布の日

14 福知山市厚生会館条例の一部を改正する条例(一部改正)

【担当課：文化・スポーツ振興課 電話：(直通) 24-7033 (内線) 3137】

1 改正の理由

福知山市厚生会館の使用時間及び使用料の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市厚生会館の使用開始時間を午前9時からとし、営利を目的としない場合の会場使用料を次のように改めることとした。

(別表の第1項第1号の表関係)

時間		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	1階のみ	円 4,500	円 5,500	円 8,300	円 10,400	円 13,800	円 17,600
	全階	円 5,600	円 7,300	円 11,000	円 13,000	円 18,200	円 22,600
中会場		円 1,800	円 2,300	円 3,600	円 4,200	円 6,000	円 7,600
小会場 (1号室)		円 900	円 1,300	円 2,100	円 2,200	円 3,400	円 4,100
小会場 (2号室)		円 1,200	円 1,800	円 2,700	円 3,100	円 4,500	円 5,500
和室		円 1,800	円 2,300	円 3,600	円 4,200	円 6,000	円 7,600

- (2) 福知山市厚生会館の使用開始時間を午前9時からとすることに合わせて、冷暖房装置を使用した場合の加算額を次のように改めることとした。

(別表の第1項第5号の表関係)

時間 会場	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	9,500	13,000	13,000	22,600	26,000	28,900
全施設	12,900	17,000	17,000	30,200	34,000	38,600
中会場	1,200	1,300	1,300	2,500	2,600	3,000
小会場 (1号室)	600	700	700	1,400	1,400	1,600
小会場 (2号室)	800	900	900	1,700	1,800	2,200
和室	600	700	700	1,400	1,400	1,600
楽屋	600	700	700	1,400	1,400	1,600
控室	500	500	500	1,000	1,000	1,200

3 施行期日

令和7年4月1日

15 福知山市準用河川占用料条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：道路河川課 電話：（直通）24-7054（内線）4212】

1 改正の理由

流水占用料及び土地の占用料の算定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 流水占用料の算定について、占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、年額の12分の1の額に当該月数を乗じて算定することとした。

(別表第1関係)

- (2) 土地の占用料の算定について、当該年度の料金が1件につき150円未満のときは、150円とする規定を削ることとした。

(別表第2関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

16 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：経営総務課 電話：（直通）22-6503（内線）72-201】

1 改正の理由

福知山市上下水道部の企業職員で常時勤務を要するもの及び短時間勤務の職を占める職員に地域手当を支給すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- （１）福知山市上下水道部の企業職員で常時勤務を要するもの及び短時間勤務の職を占める職員には、地域手当を支給することとした。

（第２条第３項、第６条、第７条関係）

- （２）災害への対処等により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することとした。

（第１４条第２項関係）

- （３）定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することとし、適用除外から除くこととした。

（第２７条関係）

- （４）文言の整理を行うこととした。

（第２２条第２項、第２６条関係）

3 施行期日

- （１）から（３） 令和７年４月１日

- （４） 公布の日

17 福知山市下水道条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：下水道課 電話：（直通）23-2085（内線）72-401】

1 改正の理由

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- （１）除害施設の設置等の基準について、排水基準の指標の見直しに伴い、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることとした。

（第７条第１項第１１号関係）

- （２）文言の整理を行うこととした（「第４号」を「第５号」に改める部分）。

（第７条第１項第１１号関係）

3 施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 公布の日